

子どもの権利条約

採択・発効10周年

～ 20世紀「子どもの権利条約」へ結実するまでの人権獲得のあゆみ ～

1989年11月20日、「児童の権利に関する条約」（以降「子どもの権利条約」）が国連総会で満場一致の大きな拍手のもと採択されました。それから10年。現在191の国と地域がこの条約を締結するにいたり、あと2ヶ国の未締結国を残すのみとなりました。



© UNITED NATIONS/Y.Nagata

「子どもの権利条約」採択までの歴史は、人類がさまざまな人権を確立し、最終的に「子どもの権利」にまでたどりついた進歩の歴史でもあります。今回は、その歴史をたどり、「子どもの権利条約」がもつ歴史上の意義をさぐってみたいと思います。

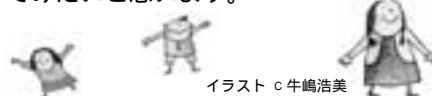


イラスト © 牛嶋浩美

人権の夜明け

人権あるいは基本的人権とは何でしょう。それは「人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利」とか「人が幸せに生きていくために必要な、社会によって認められた自由や地位や要求」と表現されます。

この基本的人権という考え方が初めて表されたのは、1776年のアメリカの「独立宣言」、そして1789年のフランスの「人権宣言」でした。「人は生まれながらに自由で平等な権利をもつ」とうたった「人権宣言」は近代人権意識の誕生を告げたのです。

しかし、その実質は極めて限られた特権階級の人びとの人権でした。こうした国々もその後の植民地政策や国内政策の中で、現地住民や黒人の権利を無視するなど、本質的な人権とはほど遠いものでした。

人権が動き出した

19世紀半ば以降、世界各地で奴隷制度が廃止されるなどの進歩がありましたが、人権が真の意味で実質をなし、国際社会において基本的人権・自由の尊重の必要性が認識されるためには、第2次世界大戦が終わるのを待たなければなりません。その時代の到来を告げたのが、1948年に国連で採択された「世界人権宣言」でした。

「世界人権宣言」は法的な効果を持つものではありませんでした。そこで、国際連合を中心として国際社会が行ったことはその宣言の目指す目標を具体的な条約という形で整備していくことで

主な人権条約及び宣言

- 1948年 世界人権宣言採択
- 1950年 ヨーロッパ人権条約採択（1953年発効）
- 1951年 難民条約採択（1954年発効）
- 1965年 人種差別撤廃条約採択（1969年発効）
- 1966年 国際人権規約採択（1976年発効）
- 1969年 米州人権条約採択（1978年発効）
- 1973年 アパルトヘイト条約採択（1976年発効）
- 1979年 女子差別撤廃条約採択（1981年発効）
- 1981年 アフリカ人権憲章採択（1986年発効）
- 1989年 子どもの権利条約採択（1990年発効）

した。その結果、「国際人権規約（社会権規約、自由権規約）」、「難民条約」、「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」などの条約成立となって結実していったのです。これらの人権運動は、まさに人権を獲得しようとする人びとの強い意志の結果でした。

子どもの権利って...？

長い間「子ども」は「おとなになる途中の未熟な人間」と考えられてきました。子どもは、生まれてから、乳児、幼児、少年/少女と成長してゆきます。そして、子どもは年齢に応じてその能力に未発達な部分を抱えている、という特徴があります。そのため「子どもの権利」を考えるときには、同じ人間として尊重されなければならない面と、子どもとして保護を受けなければならない面とがあることを勘案することが大切です。こうした

考え方が生まれた背景には長い間の人権運動の積み重ねがあったのです。

「子どもは、未来ではなく今現在を生きている人間」と主張し、「子どもの権利」について訴えたのは、ポーランド人のコルチャック先生(1878~1942)でした。コルチャック先生は第二次世界大戦中、ユダヤ人収容所に送られる教え子と運命をともにし生涯を閉じました。

コルチャック先生の生誕100周年にあたる1978年、ポーランド政府より「子どもの権利条約」の草案が提出されました。この草案作成にはコルチャック先生に深く関わった人びとが多く参加していたといえます。また1979年の国際児童年をささげ、過酷な状況の中で生きる子どもたちのことが注目されるようになってきました。とくに1980年代、ジェームス・P・グラントを事務局長に迎えたユニセフは、子どもの病気を防ぐ「子ども健康革命」を世界各地で繰り広げ、子どもたちが困難な状況に置かれていることを伝え、条約の内容を練り上げていく上で大きな役割を果たしました。

そして1989年、10年にわたってその内容が検討されてきた「子どもの権利条約」は成立しました。フランスの「人権宣言」からちょうど200年後のことでした。

条約は、子どもの権利をあらゆる方面からとらえ、規定しています。また、これまで保護の対象としてしかみられなかった「子ども」を権利を行使する主体として扱っています。

こうして、今までとり残されていた「子ども」の権利は、「おとな」

ユニセフが全世界で繰り広げた「子ども健康革命」によって多くの子どもの命が守られるようになりました。子どもの権利を守るためには、強いリーダーシップとすべての人の行動が不可欠です。



c UNICEF /Sean Sprague



c UNICEF / Alex Graciano



c UNICEF /DOI94-0250/ZAIRE/B.Press

紛争に巻き込まれたり、路上で生活したり。子どもたちを取り巻く厳しい環境が子どもたちの権利を奪っています。子どもの権利は条約を締結しただけでは守られるようにはなりません。その後のすべての人の努力にかかっているのです。

という当事者以外の人びとが中心となって確立されたのです。

子どもが知らなくては...

「おとな」によってつくられた「子どもの権利条約」ですが、その権利を行使する主体は「子ども」です。つまり、この条約を「子ども」自らが知らなければその権利を行使することはできません。

1997年の総理府の行った「人権擁護についての世論調査」によると、20.1パーセントの人が「基本的人権」を「知らない」と答えています。その理由の一つには子どものころに適切な人権教育がなかったことが挙げられます。

「子どもの権利条約」は、今まで存在していたのに、なかなか分かりにくく、表現しにくかったものに言葉を与えました。今では、子どもたちはこの条約という適切な教材を通じて、自分の権利、ほかの人の権利を知ることができます。そして、権利には必ず責任が伴うことや周りの人の権利を尊重することも学ぶことができます。

子どもたちがこれを学ぶためには、おとなたちの適切な援助が必要です。たとえば、劇をつくったり参加型のワークショップを行ったりすれば、子どもたちはより理解を深めることができるでしょう。

平和で豊かなよりよい世界をつくるためには、すべての子どもたちが、人権とは何かを理解し、権利を奪われた人の気持ちになったり、自分自身やほかの人の権利のために積極的な行動をとったりできるようにならなければなりません。21世紀は人権の世紀といわれます。あらゆる情報が瞬時に世界を駆けめぐるといっても、ある国で起こった人権侵害も、もはやその国だけの問題ではなく国際的な問題となっていきます。こうした点からも人権意識を養っていくことがより重要となるでしょう。

人権とは、何もしないで自動的に与えられるものではなく、能動的に活動することで得られるものです。先人の人権獲得の努力を知るとは、自分に与えられた権利の重さを知ることにもつながります。

参考文献：「国際化時代の人権と同和問題」 宮崎 繁樹 編著、明石書店

『2000年世界子供白書』発行

子どもの権利条約採択・発効10周年にあたる今回の白書は、これまでの前進と子どもたちをとりまく紛争、貧困、エイズなどによって権利を守られていない子どもたちの現状を伝え、21世紀に向け、強いリーダーシップの必要性と世界の人びとがよりよい世界に向けて同じ思いを持つことを訴えています。

白書をご希望の方は、日本ユニセフ協会 学校事業部 (☎: 03-3355-3224) へお申し込みください。1冊まで無料でお送りいたします。



当協会では「子どもの権利条約」の理解と学習のために、『子どもの権利条約カードブック』、『わたしの権利、みんなの権利』、『開発のための教育 - 地球市民を育てるための実践ガイドブック』などの資料を発行しています。どうぞご利用ください。